

**「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律案」
についての意見用紙（様式）**

(通し番号 4)

府省名	財務省	TEL（直通）	[REDACTED]
部局課室名	理財局国庫課	FAX	
担当者名	蜂須賀康時	e-mail	[REDACTED]

意見及びその理由

※記載部分が明らかになるよう、該当する条項等を御記入ください。

※意見は1つにつき、用紙一枚でお願いいたします。

【意見内容】

法案第三条における業務委託事業者及び第四条における特定業務委託事業者の対象から、国及び地方公共団体を除外されたい。

【意見の理由】

国及び地方公共団体による契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」）に従うこととされているためである。

支払遅延防止法においては、第二条において、「当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」旨が明記され、相手方によらず、公正な契約を行うこととされている。

同法第四条では政府契約の必要的内容事項の明示、第五～十条では検査及び支払の時期が明記され、（フリーランス以外の者も含めて）契約相手方を十分に尊重したものとなっている。

また、国における支出の原因となる契約については、その支出が租税その他による国民の貴重な財源をもって充てられるものであり、契約の適正な履行の確保を図る一環として、給付段階における検査を行う等の措置を講じている。支払遅延防止法は、こうした国固有の事情を踏まえた規定となっており、民間契約と一律に、フリーランス法案の規定に従うことは困難である。

なお、下請代金支払遅延等防止法に関しても、国及び地方公共団体は、支払遅延防止法に従うこととされ、当該法律の対象から除外されている。

【回答】

国又は地方公共団体の契約については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等により公正な契約の締結プロセスが示されており、これらの法令を適切に遵守していれば、基本的に本法律案上も問題はないものと考えられる。

一方、本法律案は業種横断的に共通する必要最低限の規律をフリーランスに業務委託する事業者に課すものであり、国及び地方公共団体であっても事業者に該当する状況下では、この最低限の規律を遵守すべく配慮が必要であり、この配慮が公的機関について新たな負担となるものとは想定しがたい。また、適用除外を設けることにより、国及び地方公共団体についてそのような配慮を不要とすることは、公的機関に特別な猶予を与えるものと捉えられる可能性もあり、無用の批判を招きかねないと考えている。

なお、既に法令協議における質問・意見の外でご相談させていただいているが、引き続き懸念を抱かれているとのことなので、今後、意見調整をさせていただくこととしたい。